

## 首長会議での合意事項と市町村議会からの意見について

統合素案の項目	首長会議(2/24)での合意事項	市町村議会からの意見
統合メリットの共有手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市側に発生する 221 億円のメリット全額を企業団内で「積立金等」に積み立て、43 市町村で共有する。</li> <li>ただし、用途については、再度協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市側に発生する 221 億円のコストメリットの大半は一般会計分担金であり、大阪市にとっては、メリットどころかデメリットでしかなく、その全額を 42 市町村と共有することには、市民の理解は到底得られない。</li> </ul>
大阪市水道局のスリム化	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能職員及び外郭団体は、企業団に引き継がない（企業団と統合する際の共通条件）。</li> <li>技能職員の非公務員化の経過措置として、自治法上の制度を活用し、企業団が大阪市に対して技能職員の業務を委託（期間は 10 年間を限度）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事務委託」の制度を利用してわざわざ「逆委託」するのは、制度の趣旨から無理がある。また、大阪市水道局がこれまで一体で運営していた業務を分断することになり、トータルシステムが維持できなくなる。</li> <li>(株)大阪水道総合サービスについて、企業団は、大阪市の外郭団体だからという理由だけで、単純に引き受けないとしており、(水ビジネスへの活用の視点が欠けているなど) しっかりとした経営判断に基づくものとは思えない。</li> </ul>
重要事項の意思決定に関する市町村の意見反映の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業団の「首長会議」において、末端給水事業の重要事項（会計統合、料金改定等）を審議する際は、当該市町村長の賛成を必要とする。当該市町村長が反対した場合であっても、再議により 3 分の 2 の賛成が得られた場合は承認する（43 市町村共通の取扱い）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市の水道料金に関して、大阪市以外の 3 分の 2 以上の首長が賛同すれば、値上げを企業団議会に提案可能であり、大阪市民の意思と反する決定がなされる懸念が大いにある。</li> <li>コスト差がある限り会計を分け続けるということが担保されておらず、大阪市にとっては値上げリスクがあり、到底容認できない。</li> </ul>
企業団議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の定数（30 名）から増加し、適正な議会規模となるよう調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業団に資産を無償譲渡するにも関わらず、大阪市民にはメリットがなく、資産に見合った経営権（企業団議会で過半数の議席の確保）も得られない。将来に全く夢も希望も感じない。</li> </ul>